※こちらのQ＆Aは、宿泊事業者様向けのものです。（1月以降のおいでよ！みえ旅キャンペーン参画施設向け）

2023/1/4更新
2023/1/26更新
2023/2/20更新
2023/3/22更新
2023/5/1更新

質問項目	質問(Q)	回答（A）
制度内容・条件	全国旅行支援とは何ですか？GoToとは別物ですか？	GoToトラベルキャンペーン及び県民割とは異なる事業となります。「全国を対象とした観光需要喚起策」のことです。国が地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として補助対象事業者である各都道府県に国の財政支援をし、各都道府県が実施する事業です。
制度内容・条件	「おいでよ！みえ旅キャンペーン」の実施期間は いつからいつまでになりますか？	令和5年1月10日(火)～6月30日(金)（宿泊の場合、7月1日(土)チェックアウト分まで）です。 ただし、大型連休中の4月29日(土)から5月7日(日)(宿泊の場合5月8日チェックアウト分まで)は 対象外です。 なお、予算の上限に達した場合はキャンペーンが終了となります。
制度内容・条件	既存予約は支援の対象となりますか？	令和５年3月31日(金)以降のご旅行について、3月22日(水)以降、準備の整った事業者様から予約受付を開始します。このため、それ以前の予約については、全国旅行支援の対象外となります。 なお、受注型企画旅行については、確定書面の交付日が販売開始日以降であって、旅行の実施日が事業開始日以降であれば、支援対象といたします。（詳細は各旅行会社へ確認してください。）
制度内容・条件	キャンペーンの利用対象者を教えてください。	①日本国内に居住している方（加盟宿泊施設へのチェックイン時に本人確認書類原本、居住地確認ができる書類を提示できること） ~~②新型コロナウイルスワクチン接種済証（３回以上）又は陰性の検査結果通知書を提示できる方~~ ※令和5年５月8日以降の旅行から、陰性検査結果通知書及びワクチン接種歴確認は不要です。
制度内容・条件	陰性証明やワクチンの接種歴の提示は必要はありませんか？	令和5年５月８日以降の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」廃止に伴い、全国旅行支援においてもワクチン3回接種歴・陰性の検査結果通知書を必要とする利用条件を廃止します。 なお、居住地確認や不正対策の観点から、引き続き、本人確認は必須です。
制度内容・条件	日本在住の外国人（外国籍）は対象となりますか？	日本国内居住者であれば、在住外国人でも利用可能です。 居住する在住外国人とは、技能実習生などの外国人も在留許可証など公的な書類によって日本での居住予定が明らかな人を指します。
制度内容・条件	対象外の期間はありますか？	対象外期間は、大型連休中の4月29日(土)から5月7日(日)(5月8日チェックアウトまで)です。
制度内容・条件	宿泊日数の制限はありますか？	1回の旅行につき7泊目までが割引の対象となります。 ※おいでよ！みえ旅クーポンはチェックイン時にまとめてお渡しいただくことも可能ですが、取消が発生した場合は回収が必要となります。 1回の旅行につき「同一施設での連泊」、「複数の施設を利用した連泊」、「複数の都道府県をまたがる連泊」等を問わず、７泊目までが補助の対象です。 ※旅行契約が分かれていても「実態として連泊とみなされるような場合」も同様に７泊目までを補助の対象とします。 例：同一の旅行者が５連泊している申込がふたつある場合は、 10 連泊とみなす場合があります。
制度内容・条件	利用回数の制限はありますか？	利用回数の制限はありません。
制度内容・条件	宿泊施設直接販売の場合 ３月３１日以降宿泊分について、宿泊施設直接予約販売の補助金予算はありますか？	各事業者様毎に補助金予算があります。３月３１日以降宿泊分の補助金予算額につきましては、別途事務局より通知のとおりです。更に、補助金増額希望の事業者様には新たな補助金予算額を通知致しました。 （５月01日付）
制度内容・条件	宿泊施設直接販売の場合 予算残額の管理はどうしたら良いですか？	各事業者様にて行っていただきます。予約が予算残額を超えることが無いようご注意ください。特に、インターネットで予約受付をされる事業者様におかれましては、超過予約に十分ご注意ください。事務局では事業者様毎の予算残額の管理はいたしかねます。
制度内容・条件	宿泊施設直接販売の場合 補助金予算が無くなりそうですが、どうしたらいいですか？	事業者様の予算が終了した段階で、その事業者様は直接予約販売終了となります。 予約販売終了した際は、指定のフォームにて速やかに事務局にご連絡ください。 その後、観光三重HP上で販売終了を告知します。　（事業者様用マニュアル　P25　P26参照）
制度内容・条件	宿泊施設直接販売の場合 予約販売終了報告をしましたが、引き続き週2回（木・日）の報告は必要ですか？	補助金が予算額の上限に達した時点で「おいでよ！みえ旅キャンペーン」直接予約販売 予約受付終了 及び再開報告書「予約受付終了日」の報告書面提出が必要となります。ご提出後も、県の予算管理の為に、引き続き週2回の報告は必要です。但し、実績（チェックアウト「精算」されたお客様）で補助金予算額に達した場合は、その後、直近1回のご報告は必要ですが、以降のご報告は必要ございません。 （事業者様用マニュアルP21～参照）
制度内容・条件	宿泊施設直接販売の場合 予算の増額は依頼できますか？	事務局より通知が無い限り、原則お受けできません。事業者様の予算が終了した段階で、その事業者様は直接予約販売終了となります。
制度内容・条件	宿泊施設直接販売の場合 予算を超えて予約を受けてしまいました。どうしたら良いですか？	補助金対象とできるのは事業者様の予算額までです。予算を超過してしまった場合、原則として各事業者様のご負担となります。また、おいでよ！みえ旅クーポンは回収対象となります。予約が予算残額を超えることが無いようくれぐれもご注意ください。
制度内容・条件	宿泊施設直接販売の場合 補助金予算が終了し事務局に報告後、予約がキャンセル（または補助金対象外）となりました。予算を他の予約へ流用することはできますか？	事業者様の予算範囲内であれば、「おいでよ！みえ旅キャンペーン」の条件を満たす他のお客様へ流用していただくことは可能です。また、大型グループのキャンセル発生等で、観光三重HP上での販売終了告知を変更ご希望の場合は事務局にご連絡ください。

制度内容・条件	**宿泊施設直接販売の場合** **予算の管理について、決まったルールはありますか？**	**特に規定は設けておりませんが、事務局へ「週2回の報告（日曜日・木曜日）」の報告が必要です。** **（指定URL又はフォームをご使用下さい。事業者様用マニュアルP21・P22・P24参照）**
制度内容・条件	**宿泊施設直接販売の場合** お申込みのお客様へ何を案内すればいいですか？	以下の条件に当てはまるかどうかを確認していただき、本人確認書類、居住地確認書類の原本をお持ちいただくようご案内ください。またご持参いただいた書類は、チェックイン時に必ずご確認下さい。 **◆日本国内に居住している方　【旅行者全員（子供 乳幼児を含む）：本人確認書類原本】** **※令和5年５月8日以降の旅行から、陰性検査結果通知書及びワクチン接種歴確認は不要です。**
制度内容・条件	**宿泊施設直接販売の場合** **直接予約販売で、予約の時に、グループ内の一部の方が「ワクチン接種歴や検査結果の確認」が出来ない場合、その方は対象外と伝えました。しかし、その方は５月８日以降の旅行です。チェックイン時に、本人確認書類があればキャンペーンの対象にしてもよいですか？**	**令和5年５月8日以降の旅行から、陰性検査結果通知書及びワクチン接種歴確認は不要です。** **事業者様の予算範囲内であれば、キャンペーンの対象とすることも可能です。しかし対象とできるのは事業者様の予算額までです。残額を超えることが無いようくれぐれもご注意ください。**
制度内容・条件	休日と平日の考え方を教えてください。	宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。
制度内容・条件	最低旅行代金はありますか？	最低旅行代金は1人1泊/日あたり平日3,000円、休日2,000円です。
制度内容・条件	大人と子供で補助額は異なりますか？	大人と子供は同額の補助額が適用されます。
制度内容・条件	**旅行期間の一部に、本事業の対象外期間が含まれている場合は補助の対象になり ますか。**	**補助の対象外です。 旅行期間において、対象期間内・対象期間外に相当する旅行代金を区別して確定できない場合 （包括料金等）は、全体として補助の対象外です。ただし、対象期間内・外における旅行代金を 区別して確定できる場合は、対象期間内に限って補助の対象となります。**
旅行内容（商品内容）	当日追加で注文した料理や飲み物代も補助対象になりますか？	補助金対象外となります。商品に事前に含まれている物品・サービスが補助金の対象となります。
旅行内容（商品内容）	宿泊施設で発生した費用（料理・飲み物・エステ・駐車場・有料貸切風呂代金）は補助対象になりますか？	補助金対象外となります。商品に事前に含まれている物品・サービスが補助金の対象となります。
旅行内容（商品内容）	館内でのみ利用できるお土産券が旅行代金に含まれたプランは補助対象となりますか？	以下の条件を満たせば補助対象となります。 ①使途が具体的に特定されている、または限定された複数の使途の中から1つを選択するものであること ②当該商品の旅行期間内に目的地内でのみ利用できるものであること。
旅行内容（商品内容）	支援額の計算の基礎となる「旅行代金」は税込み価格・税抜き価格どちらですか？サービス料・入湯税は含めていいですか？	税込価格になります。税込の旅行代金を基に20%を乗じます。入湯税や宿泊税などは旅行出発までに予約が完了し、旅行代金として確定している必要があります。
旅行内容（商品内容）	商品に付けることができるサービスの価格の目安はありますか？	「宿泊料金の概ね2倍以内」をサービスの価額の目安としています。なお、1円でも超えたら対象外という線引きではなく、社会通念上の観点から総合的に判断します。 例）〇通常の宿泊料金4,500円において、8,000円のエステ付きで12,500円で販売 　　×通常の宿泊料金2,500円において、10,000円のゴルフ付きで販売
旅行内容（商品内容）	QUOカードなど金券類を付けたプランを設定してもいいですか？	補助対象外となります。 対象外となる金券類とは、一般的に流通性が高く、現金同様に使用できたり、現金化が可能であったり、または払い戻しができるような商品や金券類のことです。このような商品や金券類は補助の対象となる宿泊商品に含めることはできません。 （例：QUOカード等のプリペイドカード、ビール券、おこめ券、旅行券、商品券等）
旅行内容（商品内容）	コンパニオン付きの宿泊プランは対象になりますか？	基本的には補助対象外ですが、コンパニオンサービス分の料金を切り分けることが可能であれば、コンパニオンサービスを除いた部分の代金については補助の対象とすることが可能です。
旅行内容（商品内容）	お土産付きのプランは対象になりますか？	基準として下記すべてを満たすものは可能です。 ①社会通念上、お土産とされる物品が対象であること（試食品のようなものなどお土産品としての体裁が整っていないもの、ごく廉価な物品の提供のみという形式的に提供されているようなもの等は補助の対象外）。 ②当該旅行目的地に相応な物品であること。（不可例：旅行目的地が沖縄で物品が沖縄では捕れない種類の毛ガニ等。） ③旅行期間中の引き渡しに限ること。 ④通常の商習慣に照らし相応な対価を支払って購入した物品であること。 ⑤宿泊施設などに付随した物品の場合、当該施設内で通常販売している物品であること。 ⑥基本的に物品（お土産）購入元に入場や立ち寄り等をすること。 ⑦物品（お土産）の価額が当該旅行・宿泊商品における「宿泊料金の概ね2倍以内」を超えないこと。
旅行内容（商品内容）	（自社で価格決定をする）宿泊商品に対し、自社で割引を行う割引クーポン等を発行する場合はキャンペーン適用対象ですか？	先に貴社の割引クーポンを適用の上、適用後の宿泊代金に対して、販売支援金を算出してください。 貴社の割引クーポンを適用した結果、宿泊代金が最低商品代金 （平日:3,000円、休日2,000円）を下回る場合には、キャンペーン適用の対象外となります。 例:宿泊代金：10,000円/1泊2日の宿泊旅行/1名参加　貴社割引クーポン1,000円 宿泊代金（10,000円）から割引クーポン（1,000円）分を引いた額をもとに販売補助金を算出。 10,000円− 1,000円= 9,000円 9,000円× 20% = 販売支援金は1,800円

旅行内容（商品内容）	ルームチャージで販売し、チェックイン時に朝食付きもしくは2食付きにした場合、この食事代金を旅行代金に含めることができますか？	含めることはできません。支援額を計算するための基本の旅行代金は、商品に事前に含まれている物品、サービスが対象です。
旅行内容（商品内容）	食事券を含む旅行商品は補助の対象ですか？	食事券の内容により異なります。 補助対象外・・・金券類 補助対象・・・館内利用券や特定の食事メニューに引き換えられる場合 例）×全国の店舗で使用可能なグルメ券3,000円分 〇宿泊施設レストランで使用可能な夕食券3,000円分 〇宿泊施設近隣食事施設で宿泊期間中に使用可能なA定食の食事券
旅行内容（商品内容）	「入場券」「入園券」を含む旅行商品は補助の対象ですか？	入場券、入園券の内容により異なります。 （対象となる条件） 次の条件を満たした場合 ・当該旅行目的地に相応であること ・旅行期間内の利用に限定されていること なお、対象外となる場合の具体例は次の通りです。 ×旅行開始日から1年間有効なフリーパス ×旅行目的地とは関連しないエリアのテーマパークチケット
参画登録	全国旅行支援に参画したい場合、どうすればいいですか？	おいでよ！みえ旅キャンペーンコールセンターへお電話をお願いします。後ほど、宿泊施設番号をお知らせいたしますので、観光三重HP内「おいでよ！みえ旅キャンペーン」ページ内【事業者様用専用ページ】に掲載されている申し込みフォーム（URL）から、お申込み管ください。
参画登録	全国旅行支援に参画したい場合、何か準備する必要がありますか？	おいでよ！みえ旅クーポン（電子クーポン）の発行が必要になりますので、インターネット環境、PC、スマートフォン、タブレットなどクーポンの発行登録ができる機器類、また印刷用のプリンターが必要です。
参画登録	全国旅行支援の参画を止めたい場合は、どうすればいいですか？	原則、すでに予約が入っている場合の参画取消はできません。先の宿泊予約が入っていない場合は、観光三重HP内「おいでよ！みえ旅キャンペーン」ページ内【事業者様用専用ページ】」にございます「参画取消依頼書」を記載の上、事務局宛てメール、FAXにてお送りください。
参画登録	宿泊施設にて直接予約を受けたい場合は、どうすればいいですか？	観光三重HP内「おいでよ！みえ旅キャンペーン」ページ内【事業者様用専用ページ】に申込書が掲載されておりますので、申込書を記入の上、事務局宛てメール、FAXにてお申し込みください。なお、直接予約販売ができるのは、旅館業法での営業認可を得ている施設のみです。
本人確認	旅行会社で本人確認書類を提示しましたが、再度宿泊先でも提示は必要ですか？	必要ですので、必ず**原本**をお持ちいただくようご案内下さい。
本人確認	本人確認書類、居住地確認書類とは具体的にどのような書類ですか？	**注：1月実施分より、顔写真付きの証明書が必須ではなくなりました。** **【いずれも原本のみが本人確認書類として有効です。】** ＜本人確認書類（有効期限内のもの）＞ マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、医療証、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書、などの居住地の確認ができるものなど ◆居住地が示されていない以下のような本人確認書類の場合は、居住地確認のための補助書類もご用意ください。 ＜本人確認書類（居住地が示されていないもの）＞ 年金手帳、年金証書、学生証、会社の職員証、公の機関が発行した資格証明書など ＜補助書類＞ 公共料金の領収書（電気・ガス・水道など）、国税または地方税の領収書または納税証明書、社会保険料の領収書、住民票の写し（個人番号の記載がなく、発行後3か月以内のもの）、賃貸借契約書
本人確認	本人確認書類及び補助書類は現物が必要ですか？ コピーや携帯の写メでも有効でしょうか？	本人確認は宿泊日時点で有効な**原本**で行っていただく必要があります。
本人確認	家族・グループでの旅行や同伴者がいる場合、本人確認は全員行うのですか？申込時や宿泊先で旅行者全員の本人確認書類の提示が必要ですか？	旅行者全員の本人確認が必要です。
本人確認	団体旅行の場合も、参加者全員の本人確認が必要ですか？	一般団体・教育旅行の場合、添乗員、ガイド、幹事様にあらかじめ用意された名簿（名簿のフォームは任意、ルーミングリストでも可能）と当日の参加者に相違がないかどうか（本人確認及び居住地確認）を当日のチェックイン前までに実施しておいてください。（添乗員・ガイド・幹事等の1名分だけ確認をすればいいわけではありません） チェックイン時に、添乗員、ガイド、幹事に代表しておいでよ！みえ旅クーポンを受け取っていただき、受領確認の署名していただいてください。 **※令和5年５月8日以降の旅行から、陰性検査結果通知書及びワクチン接種歴確認は不要です。**

お客様との精算	各旅行会社が発行する旅行ギフト券との併用は可能ですか？	加盟宿泊施設に対する直接の精算手段となる場合は利用可能です。
お客様との精算	当日アップグレードプランは、当キャンペーンの旅行割引の対象ですか？ 例）+2,000円で露天風呂付部屋・+1,500円で夕食内容UP等	対象外です。商品に事前に含まれている物品サービスが補助金の対象となります。
お客様との精算	キャンセル料は補助額を引く前の旅行代金から算出ですか？補助額を引いた後の旅行代金から算出ですか？	補助金適用前の旅行代金から算出します。
補助金	**3月以降の補助金申請スケジュール、入金スケジュールを教えてください。**	**以下のスケジュールとなりますので、期日厳守でのご報告をお願いします。** **各申請期限を過ぎての受付は一切できかねますので、ご注意下さい。** **【3/1～3/31チェックアウト分】** **4/10（月）までに実績入力シート、実績証明書兼同意書を事務局宛てに提出** **5/15（月）までに宿泊事業者様へ補助金入金（予定）** **【4/1～4/29チェックアウト分】** **5/15（月）までに実績入力シート、実績証明書兼同意書を事務局宛てに提出** **6/15（木）までに宿泊事業者様へ補助金入金（予定）** **※4月29日(土)から5月7日(日)(5月8日チェックアウトまで)はキャンペーン対象外期間** **【5/8チェックイン～5/31チェックアウト分】** **6/15（木）までに実績入力シート、実績証明書兼同意書を事務局宛てに提出** **7/14（金）までに宿泊事業者様へ補助金入金（予定）** **【6/1～7/1チェックアウト分】** **7/14（金）までに実績入力シート、実績証明書兼同意書を事務局宛てに提出** **8/15（火）までに宿泊事業者様へ補助金入金（予定）** **（事業者様用マニュアルP13参照）**
補助金	旅行代金の20%にて補助額を算出した際、端数が出てしまいました。1円単位切り捨てでよろしいでしょうか？	端数の処理は、10円未満で切り捨てとなります。例：1,029円→1,020円
補助金	~~ワクチン検査パッケージの関係で、補助金対象外の者が含まれるグループの場合、どのように補助額を算出しますか？~~	~~基準を満たしていない方のみ補助の対象外とします。~~ **※令和5年５月8日以降の旅行から、陰性検査結果通知書及びワクチン接種歴確認は不要です。**
補助金	~~ワクチン検査パッケージの関係で、補助金対象の方と補助金対象外の方が同じ部屋に宿泊する場合でも、基準を満たさない方のみ対象外でいいですか？~~	~~その通りです。原則、部屋単位で対象、対象外を判断はいたしません。~~ **※令和5年５月8日以降の旅行から、陰性検査結果通知書及びワクチン接種歴確認は不要です。**
補助金	補助額はどのように算出しますか？	①旅行代金総額に対して20％を乗じて販売補助金とします。 ②旅行商品種別ごとの1人1泊あたりの上限額を泊数と人数で乗じて当該旅行の上限を算出します。 ③上記①と②を比べ、上限を超えていたら上限額までが実際の販売補助金となります。 例）1泊2日で大人2名で宿泊する場合 大人1名1泊30,000円×2名＝60,000円 ①60,000円×20％＝12,000円 ②支援金上限3,000円×2名＝6,000円 この場合、②の6,000円が補助金（支援金）となります。
補助金	添い寝の子供（無料の子供）は補助対象になりますか？	対象となります。 ただし、子供を旅行人数に含めることで、最低旅行代金を下回ってしまう場合は、対象外とすることも可能です。対象外となった子供には、おいでよ！みえ旅クーポンの配布はありません。 例）合計旅行代金６000円/1泊2日　ご夫婦＋添い寝のお子様で参加の場合（平日） お子様をカウントすると、一人当たりの料金が2,000円（6,000÷３）となり、全員補助対象外 お子様をカウントしないと、一人当たりの料金が3,000円（6,000÷２）となり、ご夫婦は補助対象、お子様は補助対象外
補助金	ルームチャージの場合の計算方を教えてください	ご宿泊人数で人数割りしてください。 例）大人3名＋子供1名＋乳幼児1名の5名1部屋で50,000円の場合。 50,000÷５＝10,000（一人当たりの旅行代金） 10,000×20％＝2,000（一人当たりの補助額） 2,000×5名＝10,000円（合計の補助額） 注：補助額の上限が3,000円のため、上限超えていないかの確認が必要 50,000－10,000＝40,000円（お客様のお支払額）
補助金	全国旅行支援以外の補助制度を併せて適用したいのですが、販売補助額はどう計算するのですか？	先に別の補助制度分適用後、全国旅行支援の補助制度を適用させてください。 例）12,000円の宿泊代金で、別の補助が5,000円ある場合 （12,000－5,000）×20％＝1,400円・・・補助額
実績証明書兼同意書	チェックアウトの後に、実績証明書兼同意書にお客様のサインがないことに気づきました（**お客様が記入忘れの場合**）。この場合は、補助金の申請ができないのでしょうか？	まずは、お客様に実績証明書兼同意書をお送りいただき、サインを取り付けてください。 お客様から返信がない等の場合は、お客様の宿泊記録と支払われた金額が分かる書類（領収証など）を実績証明書兼同意書に添付して、ご提出ください。
実績証明書兼同意書	**実績証明書兼同意書にお客様からサインをもらうことを忘れてしまいました。** **この場合は、補助金の申請ができないのでしょうか？**	**宿泊事業者様からお客様に実績証明書兼同意書をお送りいただき、サインを取り付けてください。**

実績証明書兼同意書	実績証明書兼同意書にある「補助対象外総額②」は、必ず入力（書く）必要がありますか？	必ず入力しなければいけないということではありません。 現地追加代金が発生する場合で、実績証明書兼同意書に記載のお支払額とお客様が実際お支払いになられた金額の差額についてお客様がご納得されていれば、記載いただかなくても構いません。 例：宿泊代金2名様で20,000円、現地飲み物代の追加代金3,000円の場合 ご宿泊代金の総額が23,000円、補助金合計が4,000円、お客様のお支払額は19,000円となりますが ご宿泊代金の総額20,000円、補助金合計4,000円、お支払額16,000円と記載いただいても構いません。
実績証明書兼同意書	実績証明書兼同意書のお客様名（代表者名）と署名は同じ名前でないといけませんか？	原則、代表者名の方の署名をお願いします。
実績証明書兼同意書	実績証明書兼同意書は保管する必要がありますか？	補助金申請の審査の際に、確認させていただく場合がありますので、補助金が入金されるまでは保管をお願いします。補助金入金後の取り扱いは、事業者様で決めていただければ結構です。 ただし、クーポン受領書は、別途、おいでよ！みえ旅クーポン事務局から連絡があるまで、施設にて保管をお願いします。
実績証明書兼同意書	このシートはすべてのお客様に記入していただく必要がありますか？	直接予約販売をしたお客様のみの分で結構です。旅行会社経由、OTA経由での予約につきましては、実績証明書兼同意書の記載は不要です。 なお、「おいでよ！みえ旅クーポン受領書」については、直接予約、OTA経由、旅行会社経由にかかわらず、すべてのお客様（代表者）に署名をいただいてください。
実績内訳シート	1泊当たりの宿泊代金が割り切れない場合は、どうすればいいですか？	例えば、73400円で7泊の場合、実績内訳（入力）シートの1泊1人あたり宿泊代金（補助前）に以下の計算式を入れてください。 計算式の入力方：=73400/7（イコール、73400、スラッシュ、７）半角にて入力
実績内訳シート	実績入力シートは、施設独自のものを使用してもいいですか？	実績入力シートは、県に提出する必要があるため指定のものをご利用ください。実績証明書兼同意書も同じく、指定のものをご利用下さい。 なお指定のシートは、観光三重HP内「おいでよ！みえ旅キャンペーン」ページ内「おいでよ！みえ旅キャンペーン（全国旅行支援）【事業者様用専用ページ】」にございます。
実績内訳シート	同一グループ内に1泊の人、2泊の人が混ざっている場合、どのように記載すればいいですか？	1泊のお客様と2泊のお客様で別々に記載してください。実績証明書兼同意書も分けていただき、それぞれ署名をいただいてください。 ただし、「おいでよ！みえ旅クーポン受領書」は1泊の方も2泊の方も、まとめて記載いただいて構いません。
実績内訳シート	このシートは、期間中すべての宿泊分の入力が必要ですか？	直接予約販売をしたお客様のみの分で結構です。旅行会社経由、OTA経由での予約につきましては、実績入力シートへの入力、提出は不要です。
直接予約販売実績・先行予約報告	直接販売を行っている施設ですが、週2回販売状況報告が必要とのことですが、どのようにすればいいですか？	以下のURLから、毎週日曜日と木曜日にご報告をお願いします。 （**URL：https://forms.office.com/r/kzKtfWPcVW**） なお、URLからのご回答が難しい施設つきましては、FAXでの報告も可能です。 ＊ただし、集計の関係から、極力URLからのご回答をお願いします。
直接予約販売実績・先行予約報告	報告は**必ず必要**ですか？	適切な予算管理のためにも、ご報告をお願いします。 **ご報告をいただけない場合は、割引補助額をお支払いできない場合もございます。**
直接予約販売実績・先行予約報告	毎週2回の報告は面倒なので、1回だけでもいいですか？	お手数をおかけし申し訳ございませんが、適切な予算管理のためにも、ご協力をお願いします。 ご報告をいただけない場合は、割引補助額をお支払いできない場合もございます。
直接予約販売実績・先行予約報告	販売状況なので、おおざっぱな数値での報告でもいいですか？	お手数をおかけし申し訳ございませんが、適切な予算管理のためにも、正確な数値のご報告をお願いします。ご報告数値と実績に、あまりに大きな乖離がある場合は、割引補助額をお支払いできない場合もございます。
直接予約販売実績・先行予約報告	報告数値は、施設で直接支払うお客様の分をすべて記入するのですか？	報告については、直接施設にてご予約をいただいた件数、金額のみとなり、OTA経由や旅行会社経由での予約に関しては報告不要です。